

27建企第652号  
平成28年3月30日

各位

長崎県土木部

「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」及び  
「土木設計業務等変更ガイドライン」の運用について

標記について、平成27年11月30日付け27建企第454号「設計変更ガイドライン(案)」、  
「工事一時中止に係るガイドライン(案)」及び「土木設計業務等変更ガイドライン(案)」の  
策定について」の通知のとおり、本格運用しますので、お知らせします。

各ガイドラインについて、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先  
土木部 建設企画課 技術基準班  
TEL：095-894-3025 (ダイヤル)

設計変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	設計変更ガイドライン <del>-(案)-</del>	設計変更ガイドライン	本格運用に伴う、変更
	平成27年11月	平成28年4月	
表紙裏	この「設計変更ガイドライン <del>-(案)-</del> 」は、長崎県土木部所管の土木請負工事に適用する。	この「設計変更ガイドライン」は、長崎県土木部所管の土木請負工事に適用する。	
	※特記仕様書への記載は、平成28年4月1日以降に適用		
2	(3) . 工事を一時中止する必要がある【P14】	(3) . 工事を一時中止する必要がある【P14】	
7	※詳細は「工事一時中止に係るガイドライン <del>-(案)-</del> 」による	※詳細は「工事一時中止に係るガイドライン」による	

工事一時中止ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	工事一時中止に係るガイドライン <del>-(案)-</del>	工事一時中止に係るガイドライン	本格運用に伴う、変更
	平成27年11月	平成28年4月	
表紙裏	この「工事一時中止に係るガイドライン <del>-(案)-</del> 」は、長崎県土木部所管の土木請負工事に適用する。	この「工事一時中止に係るガイドライン」は、長崎県土木部所管の土木請負工事に適用する。	
	◆ガイドライン <del>-(案)-</del> の策定	◆ガイドラインの策定	
1	○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン <del>-(案)-</del> 」を策定するものである。	○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン」を策定するものである。	

土木設計業務等変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
表紙	土木設計業務等変更ガイドライン <del>-(案)-</del>	土木設計業務等変更ガイドライン	本格運用に伴う、変更
	平成27年11月	平成28年4月	